

作業の種類別	作業指揮者の職務	根拠法令
車両系荷役運搬機械等を用いて行う作業（不整地運搬車または貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く）	・作業計画に基づき作業の指揮を行うこと	則-151の4
車両系荷役運搬機械等の修理またはアタッチメントの装着もしくは取外しの作業	・作業手順を決定し、作業を直接指揮すること ・安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること	則-151の15
重量が100kg以上の荷を不整地運搬車、貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業およびシート掛けの作業を含む）または不整地運搬車、貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業およびシート外しの作業を含む）	・作業手順および作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること ・器具および工具を点検し、不良品を取り除くこと ・作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと ・ロープ解きの作業およびシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること ・労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備および保護帽の使用状況を監視すること	則-151の48 151の70
重量が100kg以上のものを構内運搬車、貨車に積む作業（ロープ掛けの作業およびシート掛けの作業を含む）または構内運搬車、貨車から卸す作業（ロープ解きの作業およびシート外しの作業を含む）	・作業手順および作業手順ごとの作業の方法（貨車の場合は、作業の方法および順序）を決定し、作業を直接指揮すること ・器具および工具を点検し、不良品を取り除くこと ・作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと ・ロープ解きの作業およびシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること	則-151の62 420
コンクリートポンプ車を用いて行う作業のうち、輸送管等の組立てまたは解体の作業	・作業を直接指揮すること	則-171の3
くい打機、くい抜機またはボーリングマシンの組立て、解体、変更または移動の作業	・作業を直接指揮すること	則-190
高所作業車を用いて行う作業	・作業計画に基づき作業の指揮を行うこと	則-194の10
危険物を製造し、または取り扱う作業（アセチレン溶接装置等を用いた溶接・溶断・加熱の作業（労働安全衛生法施行令第6条第2号の作業）および乾燥設備による加熱乾燥の作業（同第8号の作業）を除く）	・危険物を製造し、または取り扱う設備および当該設備の附属設備について、随時点検し、異常を認めるときは直ちに必要な措置をとること ・上記設備がある場所における温度、湿度、遮光および換気の状態等について随時点検し、異常を認めるときは直ちに必要な措置をとること ・危険物の取扱いの状況について、随時点検し、異常を認めるときは直ちに必要な措置をとること ・上記によりとった措置について、記録しておくこと	則-257
化学設備またはその附属設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解する作業またはこれらの設備の内部で行う作業	・作業を指揮すること	則-275

<p>導火線発破の作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点火前に、点火作業に従事する労働者以外の労働者に対して、退避を指示すること ・ 点火作業に従事する労働者に対して、退避の場所および経路を指示すること ・ 1人の点火数が同時に5以上のときは、発破時計、捨て導火線等の退避時期を知らせる物を使用すること ・ 点火の順序および区分について指示すること ・ 点火の合図をすること ・ 点火作業に従事した労働者に対して、退避の合図をすること ・ 不発の装薬または残薬の有無について点検すること 	<p>則-319</p>
<p>電気発破の作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点火の合図をすること ・ 不発の装薬または残薬の有無について点検すること ・ 作業に従事する労働者に対し、退避の場所および経路を指示すること ・ 点火前に危険区域内から労働者が退避したことを確認すること ・ 点火者を定めること ・ 点火場所について指示すること 	<p>則-320</p>
<p>停電作業、高圧活線作業、高圧活線近接作業、特別高圧活線作業、特別高圧活線近接作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者にあらかじめ作業の方法および順序を周知させ、かつ、作業を直接指揮すること ・ 活線作業用装置を使用して特別高圧活線近接作業を行うときは、標識等の設置または監視人の配置の状態を確認した後に作業の着手を指示すること ・ 電路を開路して作業を行うときは、当該電路の停電の状態および開路に用いた開閉器の施錠、通電禁止に関する所要事項の表示または監視人の配置の状態並びに電路を開路した後における短絡接地器具の取付けの状態を確認した後に作業の着手を指示すること 	<p>則-350</p>
<p>建築物、橋梁、足場等の組立て、解体または変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く）で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接作業を指揮すること 	<p>則-529</p>
<p>ボイラー（労働安全衛生法施行令第20条第5号イ～ニに掲げるボイラーおよび小型ボイラーを除く）の据付けの作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の方法および労働者の配置を決定し、作業を指揮すること ・ 据付工事に使用する材料の欠陥の有無並びに機器および工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと ・ 安全帯その他の命綱および保護具の使用状況を監視すること 	<p>ボイラー則-16</p>

クレーン、デリックに定格荷重を超える荷重をかけて使用する作業	・直接作業を指揮すること	クレーン則-23, 109
クレーンおよび次のものの組立てまたは解体の作業 ・移動式クレーンのジブ ・デリック ・屋外に設置するエレベーターの昇降路塔またはガイドレール支持塔 ・建設用リフトの組立てまたは解体の作業	・作業の方法および労働者の配置を決定し、作業を指揮すること ・材料の欠点の有無並びに器具および工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと ・作業中、安全帯等および保護帽の使用状況を監視すること	クレーン則-33, 75の2, 118, 153, 191
除染等業務	・作業計画に基づく除染等作業を指揮すること ・除染等作業の手順および除染等業務従事者の配置を決定すること ・除染等作業に使用する機械等の機能を点検し、不良品を取り除くこと ・放射線測定器および保護具の使用状況を監視すること ・除染等作業を行う箇所には、関係者以外の者を立ち入らせないこと	除染電離則-9

(注) 「則」：労働安全衛生規則、「クレーン則」：クレーン等安全規則、
「ボイラー則」：ボイラー及び圧力容器安全規則
「除染電離則」：東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則